

松戸市水道事業熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、本要領に必要な事項を定める。

2. 試行対象工事

(1)対象工事

松戸市水道事業が発注する工事(営繕工事は除く)のうち、主たる工種が屋外作業であるものを対象とする。

(2)適用範囲

本要領は、令和6年4月1日以降契約の工事を対象とする。

なお、本試行の実施の有無については、契約後速やかに、打合せ簿により監督職員と協議を行い、決定するものとする。

また、特記仕様書に本要領の対象工事である旨の記載がないものについては、発注者から対象となる旨の通知があり、受注者が希望する場合は、打合せ簿により監督職員と協議を行い、本要領を適用できるものとする。

3. 用語の定義

(1)真夏日

日最高気温が30度以上の日、または暑さ指数(WBGT)が25度以上の日とする。

(夜間工事の場合は、作業時間帯の最高値で判断する。)

(2)工事着手

現場において、何らかの作業に着手した日(現地測量、草刈、工事看板設置等)

(3)工事完成

現場において、後片付けを含むすべての作業が完了した日(工事看板撤去等)

(4)対象工期

工事着手から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(5)基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

(6)真夏日率

対象工期内の真夏日日数を対象工期日数で除して算出する率をいう。

※真夏日の計測、真夏日率算出は「5. 計測・真夏日率算出方法について」参照

(7)休工日

工事現場において、1日を通して一切の作業(現場事務所での事務処理を含む。)を実施しない日(降雨等により予定外に休工した日を含む。)をいう。

ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制による交通誘導、機器類の保守

点検等の作業を要する日は、休工日に含めない。

4. 熱中症対策の実施について

受注者は、「建設現場における熱中症対策事例集」(国土交通省大臣官房技術調査課平成29年3月)等を参考に、熱中症対策を実施するものとする。

5. 計測・真夏日率算出方法について

(1) 観測地点

松戸市水道事業発注工事における真夏日の確認を行う気象庁地上気象観測所、および環境省が公表している暑さ指数(WBGT)観測地点は、以下の観測所とする。

[観測所名]:我孫子

[観測所番号]:45061

[所在地]:我孫子市新木野

(2) 真夏日の計測方法

1)本試行にあたっては、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C) 以上の場合。

②気象庁が公表している観測地点の日最高気温が30度(°C) 以上の場合。

③夜間工事については、観測地点の作業時間帯の最高気温が30度(°C) 以上の場合、または観測地点の作業時間帯の暑さ指数(WBGT)が最高25度(°C) 以上の場合。

2)休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

(3) 真夏日率の算出方法

上記計測方法により真夏日を計上し、以下の式により真夏日率を算出する。

真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 対象工期

真夏日率(%)は、小数第2位止め(3位四捨五入)とする。

(4) 計測結果の報告

受注者は、現場作業終了後速やかに真夏日の集計を行い、工事打合せ簿に以下の資料を添付し、監督職員に報告するものとする。なお、報告内容に疑義のある場合は受発注者で協議を行うこととする。

ただし、変更契約手続きに時間を要することから、提出は原則として工期の末日の20日前までに行うこと。

事前の協議により監督職員が認めた場合はこの限りではない。

添付資料

- ・真夏日日数集計表(全体)、・真夏日日数集計表(月次)、・熱中症対策実施報告書
- ・気象庁HP、環境省HPの観測結果の資料

6. 積算方法等

現場管理費の補正は、以下の式の通り補正値を算出し、現場管理費率に加算することで行う。

なお、補正は変更契約において行う。

ただし、「緊急工事の場合」と重複する場合においても、補正値は最高2%とする。

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値[※])

※補正値(%) = 真夏日率 × 1.2

補正値(%)は、小数第2位止め(3位四捨五入)とする。

7. 対象工事である旨の明示

対象工事である旨を別紙1のとおり特記仕様書に記載するものとする。(別紙1参照)

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合、また、この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めることとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

特記仕様書記載例

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)

第〇〇条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。

2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。

3 工事の実施にあたっては、「松戸市水道事業熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。